

福崎町公民館生涯学習活動団体(公民館クラブ)登録要綱

令和2年12月1日教育委員会告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福崎町内で生涯学習の一環として集団学習活動を行い、地域文化の振興を図ることを目的とする団体が、福崎町公民館生涯学習活動団体(以下「公民館クラブ」という。)として、登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、公民館クラブとは、公民館と密接な連携を保ち、学習活動により知識・技術の習得を目指すだけではなく、その成果を地域へ還元するとともに、活動を通じて仲間づくりと地域社会に奉仕する精神を育み、もって地域の連帯意識を高めることを目標として活動する公民館長の登録した団体をいう。

(登録要件)

第3条 公民館クラブとして登録されるためには、社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に該当する活動を目的とする団体であって、次の各項に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 活動内容が福崎町教育方針に適合していること
- (2) 団体が民主的かつ自主的な運営を行っていること
- (3) 団体が町の公民館活動や地域活動に積極的に参加していること又はその予定であること
- (4) 団体の目的に賛同する住民等の入会を広く受け入れる団体であること
- (5) 公の支配に属さない団体であること
- (6) 団体の組織及び運営に関し、次に掲げる要件を備えている団体であること
 - ア 町内に活動拠点を置き、継続的かつ計画的に活動している団体であること
 - イ 会員により自主的に運営されていること
 - ウ 団体の代表者は町内に在住か在勤していること
 - エ 会員が団体の活動に起因する対価を得ることがないこと
 - オ 活動内容の情報公開及び会員の募集を行っていること
- (7) 会員の内、2名(文化センター及び八千種研修センター(以下「町有公民館」という。))を活動場所とする場合は5名以上の会員が町内に在住、在学もしくは在勤していること。

(団体登録の申請)

第4条 公民館クラブの登録(以下「クラブ登録」という。)を希望する団体は、福崎町公民館クラブ登録申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、公民館長に申請するものとする。

- (1) 公民館クラブ指導者及び会員名簿(様式第2号)
- (2) その他公民館長が必要と認めたもの

(クラブ登録)

第5条 公民館長は、前条の規定による申請をした団体が第3条に規定する登録要件を基準に判断し、クラブ登録(様式第3号)する。ただし、公民館長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 公民館長は、クラブへ登録する場合は、福崎町公民館クラブ連絡協議会の意見を参考にすることができる。

3 2においてなお登録の決定が困難な場合は、福崎町社会教育委員会の意見を聴き、決定するものとする。

(登録の期間等)

第6条 登録の期間は、4月1日から1年間とする。ただし、年度途中で登録された者の有効期間は、登録した日の属する年度の3月末日までとする。

(申請内容の変更)

第7条 第4条のクラブ登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに公民館長に届け出(様式第4号)しなければならない。

(町有施設の利用)

第8条 町有公民館を減免で利用する団体は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 割り当てられた利用日に活動を実施しない場合は事前に施設に連絡すること。
- (2) 一時的に応援活動などで会員でない人が活動に参加する場合は事前に施設に連絡すること。
- (3) その他公民館長が必要と認めたもの

(公民館クラブの廃止)

第9条 登録された公民館クラブは、当該団体を解散したとき又は第3条に規定する登録要件に適合しなくなったときは、速やかに公民館長に届け出(様式第5号)しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 公民館長は、公民館クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 公民館クラブが解散し、又は第3条に規定する登録要件に適合しなくなったとき。
- (2) クラブ登録に当たって、提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 福崎町公民館の施設利用に関し、信義誠実の原則に反する等の不適切な行為があったとき。

2. 公民館長は年度途中で登録を取り消した場合はその理由を付して、登録団体に通知(様式第6号)する。

(連携)

第11条 公民館クラブは相互の連携及び協力を図るため協議会を設置することができる。

2 公民館長は前項の協議会が登録された全クラブで組織されたものと見なした場合は協

議会の要請に応じ物資等の支援を行うことができる。

(責務)

第 12 条 公民館クラブは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公民館が実施する事業及び研修会その他公民館が主催する活動に積極的に参加すること。
- (2) 住民等に対しクラブ活動について、積極的に広報することに努めること。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、公民館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。